

<報道発表資料>

令和8年4月1日
京都市建設局自転車政策推進室

シェアサイクルの利用・普及促進に向けた 「チャリチャリ株式会社」との連携協定の締結

京都市では、市民等の移動の利便性の向上を図るため、シェアサイクル事業者と連携協定を締結し、シェアサイクルの利用・普及促進に取り組んでいます。

この度、協定締結事業者の1つである「株式会社きゅうべえ」からシェアサイクル事業の承継を受けた「チャリチャリ株式会社」によるサービス「チャリチャリ」が開始されたことから、同社と連携協定を締結しました。

1 協定の相手方
チャリチャリ株式会社

2 協定締結日
令和8年4月1日(水)

3 協定の概要

(1) 目的

公共交通を補完し、市民等にとって安心・安全で利便性の高いシェアサイクルの利用環境を創出する。

(2) 有効期間

協定締結の日から令和9年3月31日まで

期間満了の1か月前までに申出がない場合は、満了の翌日から起算して1年間更新するものとし、以降も同様とします。

(3) 主な役割

	主な役割
京都市	<ul style="list-style-type: none">市民等への情報発信企業等が利用者に周知及び啓発する自転車のルール・マナー等に関する情報提供



事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・シェアサイクル事業の運営全般 ・サイクルポート及び自転車の整備並びに維持管理 ・利用率向上に向けた取組 ・サイクルポートの設置推進 ・利用者への自転車ルール・マナー等の周知及び啓発 ・利用者へのアンケート調査 ・災害時のシェアサイクルの利活用 等
-----	--

4 京都市内での「チャリチャリ」のサービス開始について

令和8年3月31日に京都市及び大津市で展開していたシェアサイクルサービス「コトバイク」が終了し、同4月1日から「チャリチャリ」のサービスが開始されます。

(参考)

【シェアサイクルについて】

スマートフォンアプリを使用し、一定のエリア内に複数配置された自転車の貸出・返却拠点（シェアサイクルポート）において、自転車を自由に貸出・返却ができる交通手段を指します。

借りた場所と異なる任意のシェアサイクルポートに返却することができます。

京都市内では、2,000箇所以上（連携協定締結事業者4社合計）のポートが設置されていますので、公共交通と組み合わせた利用や歩くには少し遠い場所への移動などにぜひ活用してみてください。

【連携協定締結事業者】（50音順）

- ・ Open Street 株式会社 （サービス名：ハローサイクリング）
- ・ 株式会社 Clew （サービス名：クルー）
- ・ チャリチャリ株式会社 （サービス名：チャリチャリ）
- ・ 株式会社 Luup （サービス名：ループ）

<京都市サイクルサイト>



事業者情報や市内ポートマップ
はこちら

(URL) https://kyoto-bicycle.com/share_cycle

問合せ先：京都市建設局自転車政策推進室（國近・長野）
TEL：075-222-3565